ウ　外資議決権比率に関する事項

(ｱ)　申請者が上場会社等以外である場合

区　分	氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数(%)(E)	日本の国籍の確認方法	備考
日本の国籍を有する者(F)								
日本法人(G)								
合　計								

（注１）　上場会社等とは、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又はこれに準ずるものとして放送法施行規則第128条で定める株式を発行している会社をいう（(ｲ)において同じ。）。

（注２）　申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること（(ｲ)において同じ。）。

（注３）　(A)の欄は、イの（注５）に準じて記載すること。

（注４）　(B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。

（注５）　(C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

（注６）　(D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式（アの(C)の議決権制限株式を除く。）の数を減じて計算した数を記載すること。

（注７）　(E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するウの(ｱ)の(D)の比率を記載すること。この場合において、小数点第３位を四捨五入とし小数点第２位まで記載すること。

（注８）　備考の欄は、イの（注７）(ｱ)、(ｲ)及び(ｴ)に準じて記載すること。

（注９）　(F)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第５条第１項第２号に掲げる者に該当しない者を記載すること。

（注10）　(G)の欄は、法第５条第１項第２号及び第３号に掲げる者に該当しない法人又は団体（地方公共団体を含む。）を記載すること。